

2027(R9)年度

NPO 法人くらしき放課後児童クラブ支援センター

☐とみた児童クラブ ☒ながおキッズ児童クラブ ☐中島学童保育 ☐ニ福のびのびクラブ

『入所前』学童保育説明会



～本日の流れ～

- (1)学童の生活紹介動画(10分程度)
- (2)入所にあたってのご説明(45分程度)
- (3)質疑応答(5分) *会終了後も個別相談受け付けます。

◆日時:2026年10月 28 日(水) 10:00～11:00

◆場所:ながおキッズ 児童クラブ2・3(2 会場に分かれます)

目次

【入所前説明】

☆ながおキッズ 紹介ムービー……………	動画
☆保育方針……………	3
☆運営方針……………	4
☆入所条件……………	5
☆開設日・時間・運営負担金・諸経費……………	6
☆「運営負担金」……………	7
☆入所申込の提出と今後の流れについて……………	8～9
☆学童保育の保護者会……………	10
☆各施設の地図……………	11～19

【入所後説明・資料】 *3月5日(金)にご説明します。

☆学童保育の生活の流れ……………	22
☆学童保育のあそび……………	23～25
☆保健について……………	26
☆学童への持ち物について……………	27
☆身につけるものについて……………	28
☆休所・退所について……………	29
☆緊急事態・連絡について……………	30
☆ながおキッズ 児童クラブ概要 施設概要……………	31
☆学童保育の安全計画……………	32
☆年間保育計画、ハッピーシート……………	33～34
☆『学童保育』ってなあ～に?……………	35
☆ながおキッズ児童クラブ《25年間》の歴史……………	36～40
☆ながおキッズ 児童クラブ運営規程……………	41～43
☆保護者会 会則……………	44～45
☆ながおキッズ 児童クラブ連絡先……………	46～47

①ながおキッZの育成支援(保育)

今をしあわせに感じられるように
『たのしいあそび・生活・活動』になるよう援助します。

- 1 「今」を大事にこどもに「関心を持ち」、こどもの身体や心の変化に気づきます。
こどもがほっと安心できて、充実した生活を送れるように援助します。
- 2 できてもできなくてもいいのがあそび。異年齢集団の中で、そのあそびを通し
自己肯定感をはぐくみ、あそびを「やってみよう」と思えるような姿を援助します。

6年間たのしく通えるように
『自分たちの生活を自分たちの手で』
つくっていけるように援助します。

- 1 ケンカやトラブルを通して、問題を解決する力を養い、コミュニケーション能力や社会性を身につけていけるようにします。
- 2 集団生活の中で問題が起これば、こどもたち自身で話し合い、考え、解決していくことができる自治集団になるように援助していきます。

6年間たのしく通えるように
『ひとりひとりがのびのびと
自分の力を発揮』できるように援助します。

- 1 こどもたちが遊びを通して、楽しさやルールを覚え、チャレンジする気持ちを学べるようにします。
- 2 自分の気持ちや考えを表現できる力、掃除、洗濯、調理などの生活に必要な力、
手伝いや身の回りの片づけなどの基本的生活習慣の自立といった力を、
こどもたちのそれぞれの発達をもとに、自主的に行動できるようにします。

6年間たのしく子育てできるように
『子どもたちみんなのこと』を
保護者といっしょに考えます。

- 1 保護者がいっしょにこどもたちの事を考えていけるように支援します。
- 2 こどもたちが幸せに過ごせるように保護者同士がつながり、子育てを楽しみと思えるように支援します。

②運営方針

- ① **6年生**まで通える学童保育（放課後の育ちを保障）
- ② **全員受け入れ**の学童保育（保護者の就労を保障）
- ③ **定員を守る**学童保育運営（こどもの安全・安心を保障）
- ④ **適正規模**の学童保育運営（三者の顔の見える関係を保障）
- ⑤ **資格**を持った支援員の雇用と**研修**の機会を提供する学童保育
（必要な知識、技能を持った支援員による保育を保障する）
- ⑥ **支援員の生活を守る**学童保育運営(支援員の生活[処遇]を保障)
- ⑦ こどもの**生活環境**をよりよくする学童保育運営
（環境を通した育ちを保障する）
- ⑧ **保護者と協働**しながら学童保育運営を行う
（協働のこ育てを通して本来の学童保育を保障する）
- ⑨ **学童保育の制度**をより充実させる学童保育運営を行う
（他クラブ・行政・大学との連携を通して
学童保育の制度や保育内容の発展を保障する）
- ⑩ 保幼小、関係機関と**連携**した学童保育運営を行う
（こどもの一貫した保育を保障する）

③入所条件

- 1、両親とも共働きで児童が帰宅する時間に誰もいない方
- 2、家庭での保育が困難な方

☆ながおキッ Z 児童クラブでは、条件に当てはまる方で入所を希望される方、全員の受け入れを目指しています。

☆パート等で学校のある日は必要ないが、夏休みだけみてほしいといったご要望には様々な理由でお応えできません。

～入所にあたってのお願い～

- 1、保護者会への協力・参加



- 2、ながおキッ Z 児童クラブの円滑な運営への協力

☆ながおキッ Z 児童クラブでは、児童数が増加していく長尾小学校区で、初めて待機児童を出したとき「ぼく、キッ Z やめんといけんの？」と泣いた 3 年生の子の涙と、「4 年生だから」という理由で次の年はキッ Z に入所できなくなった 3 人の子どもが退所式で「キッ Z、やめとおねえっ!!」と叫んだ時から、保護者と支援員と運営委員とで、【全員受け入れ】を目指してきました。

また、「子どもたちが生活する場所である」という思いから、子どもたちの安全のためにも、【定員を守る】ことを実行してきました保護者が「子どもを預けている」という考えだけでは、実現できなかったことです。

☆ながおキッ Z は、保護者が育成支援に深く関わっているクラブです。子どもたちが楽しく過ごせるクラブにするためには、保護者会活動への協力・参加が不可欠です。

☆子どもには安心して幸せに暮らす権利があり、親には子どもを守り育てる義務があります。子どもを狙った犯罪から我が子を守り、保護者が安心して働くために、この施設が必要である以上、維持するために努力が必要です。

☆「学童保育」を知るため、また、学童保育の環境をよくするためにも、学童ほいく誌の購読が大きな力になります。

④開設日・時間・運営負担(国は利用料)・諸経費

活動期間等	開設時間	運営負担金
平日(月～金)	学校終了後～19:00	9,500円/月
一日保育 (長期休業日の 春・夏・冬休み)	7:30～19:00 (7:30～8:00 は早朝保育)	追加料金なし
一日保育 (振替休業日の 運動会 学芸会 等)	尚、7:00～7:29の登所の際 には、事前に各主任までお申し 出ください。	
ありがとう基金(延長保育)	19:00以降	100 円／5分
土曜保育 祝日を除く土曜日 ※年に数回休業日があり ます	8:30～17:30 (7:30～8:00 は早朝保育) (17:30～19:00は延長保育)	2000 円/1 日利用 2000 円/2 日利用 3000 円/3 日以上 月単位登録
その他諸経費 等		
閉所日	日曜・祝日・祝日振替日 お盆休み(8/13～15) 年末・年始休業日(12/29～1/3) ※変更がある場合は、事前にお知らせします。	
入所金	ひとり当たり、5,000 円 入所するとき納めていただきます クラブ運営の充実のために活用します	
保険代	スポーツ安全保険 1 人 800 円/年	
諸経費	キツ ZT シャツ代 1,050 円/入所時 学童ほいく誌 4,692/年	
保護者会費	無	

運営負担金

1 年間クラブを運営していくための負担金です。

保育料ではなく運営のための負担金です。

- ① 倉敷市からの委託金と合わせて、クラブの運営費になります。
- ② 毎月10日まで余裕をもってご入金ください。ゆうちょ銀行にて15日に自動振替をします。
- ③ 現金による集金では、トラブル・手違い等の発生が予測されますので、残金不足による未納のないよう、必ず期日までにご入金ください。
- ④ 万一何らかの事情で自動振替ができなかった場合、25日に再度振替をします。その後は、集金袋にて現金請求させていただきます。キッズに持って来てください。
- ⑤ 負担金は児童一人当たり月額9,500円です。
- ⑥ 生活保護世帯の負担金は無料です。
就学援助の制度を利用している世帯の負担金は4500円です。

※利用している世帯は、ながおキッズにお知らせください。

運営負担金は、以下の活動にも使用しています

☆倉敷市学童保育連絡協議会に、一施設当たり年間7,000円を納入しています。他のクラブとの連携を図り、子どもたちの生活を豊かにするために活用しています。

*会費には岡山県学童保育連絡協議会会費(3000円)も含まれています。

☆防犯カメラ・火災報知機の設置24時間火災監視等セコムを導入しています。年間一人当たり100円程度を支払っています。

令和9年度料金一覧 ※ご負担いただく順番で3月～6月を記載

料金項目	金額	引落日
◆入所金 ◆スポーツ保険	5,000円/入所時 800円/入所時 (合計)6,300円	3月15日
★運営負担金 ★キッズTシャツ代	9,500円/月 1,050円/入所時 (合計)10,550円	4月15日
●運営負担金 ●学童ほいく誌	9,500円/月 4,692円/年間 (合計)14,192円	5月15日
*土曜保育	*2,000円/1回～2回 3,000円/毎週 *前月利用あれば	
■運営負担金 *土曜保育	9,500円/月 *前月利用あれば	6月15日

⑤入所申込書提出と今後の流れについて

×日程	項目	提出書類一覧
11月13日(金) 18:00 ×キリ	入所申込書類	【提出書類】 1、入所申込書について 2、就労証明書について 3、減免申請用紙について(必要あれば) 4、求職活動申立・休職中申立について(必要あれば) 5、学童Tシャツの注文票について 【提出場所】 ＊在所生が在籍している家庭は各施設で可 ながおキッZ 児童クラブ(玉島長尾 2617-1) 受取時間:平日 10時~19時、土曜 9時~19時
2月12日(金) ×キリ	郵貯自動 振替口座	1、ゆうちょ児童払込利用申込書 【提出先】 郵便局
3月1日(月) 12時頃を予定	クラス発表	公式 LINE にて送付します。 必ず事前登録を行ってください。 
3月5日(金) 10時30分~ 11時30分	学童保育 入所後説明会	【提出物】 年間利用日について 【提出場所】 ご入所施設にて
4月1日(水) 時間のご案内致 します。	入所式	【提出物】 春休みの利用日について 【提出場所】 ご入所施設にて

☆締め切りが過ぎてしまったなど、お困りの際にはお気軽にお問い合わせください。

◆児童払込用紙の記入方法について

- ①本日お配りの「自動払込利用申込書」にご記入後、各ご家庭で直接郵便局へご提出ください。
- ②利用金融機関は「ゆうちょ銀行」です。
- ③振替手数料(10円)はクラブ負担となりますので、保護者負担はありません。
- ④自動振替利用申込書の、備考欄へ「こどもの名前」をフルネームでご記入ください。

自動払込利用申込書

※太枠内にボールペンではっきりとご記入ください。
 ※「お届け印」欄には、通常貯金のお届け印を押してください。
 ※総合口座通帳を併せて、ご提出ください。
 私は下記の払込金を次により自動払込みによって支払うこととしたいので依頼します。
 私は自動振替を利用する旨をゆうちょ銀行所定の関係書面に同意の上、申し込みます。
 私は本申込書は、私に代わって実行がら下記加入書に併せて提出します。

お申込人(口座名義人)

郵便番号 ()

おところ

フリガナ

おなまえ

日中ご連絡先電話番号 (携帯) (会社) (自宅) 様

記号番号 1 0 記号 (8桁未満の場合は右詰めで記入し、その順位の空欄には「0」をご記入ください)

お届け印

▼お申込みの日から払込みが開始される日までの期間を1か月以上あけてご記入ください。▼払込日は収納加入書さまにご確認

払込先

加入者名 NPO法人
くらしき放課後児童クラブ支援セ

口座番号 15420 - 40794

払込金の種別

該当の項目に
し印をつけて
ください。

☐ 電気料金 20	☐ 住宅使用料 25	☐ 授業料等 29	☐ 割賦代金 34
☐ ガス料金 21	☐ 公庫償還金 26	☐ 購読料 31	☐ 税金 35
☐ 水道料金 22	☐ 育英会返還金 27	☐ 年金保険 32	☒ 保護者負担金 30
☐ 電話料金 23	☐ 各種保険料 28	☐ 会費 33	

払込開始月 年 月から(※) 払込日 毎月 / 日 (再払込日 / 日) 土・日・祝日の場合は翌営業日

※払込開始月のご指定がない場合は、空欄のままご提出ください。
 ▼「ご契約者欄」はお申込人とご契約者の「おところ・おなまえ」が異なる場合にご記入ください。

ご契約者

郵便番号 ()

おところ

フリガナ

おなまえ

日中ご連絡先電話番号 (携帯) (会社) (自宅) 様

児童名をフルネームでご記入ください。

児童氏名()



⑥学童保育の保護者会



1 こどもたちの育ちの場をいっしょにつくりましょう！

学童保育はこどもたちが毎日、学校から帰ってきて生活する場所です。

こどもたちは6年間、毎日キッズで、生活をしながら、いろんなことを経験し、育っていきます。どんな些細なことでも、学童保育での経験はこどもたちの育ちにとって欠かせないことです。

保護者会とは、こどもたちにとって、どんな経験が必要か、どんな環境が必要か、支援員、運営員といっしょに、こどもたちが育つ環境をつくることです。

こどもたちの育ちの場としての学童保育を一緒につくっていきましょう！

2 いっしょにこ育ての話をしましょう！

私たち保護者は、みんな同じように「働きながらこ育て」をしています。

だからこそ、こ育てや家庭、仕事のことを率直に話し合える、わかり合える「仲間」です。

ながおキッズという場所を通じて、私たち保護者はつながっています。

そして、その親同士のつながりは、こどもたちの育ちには欠かせません。

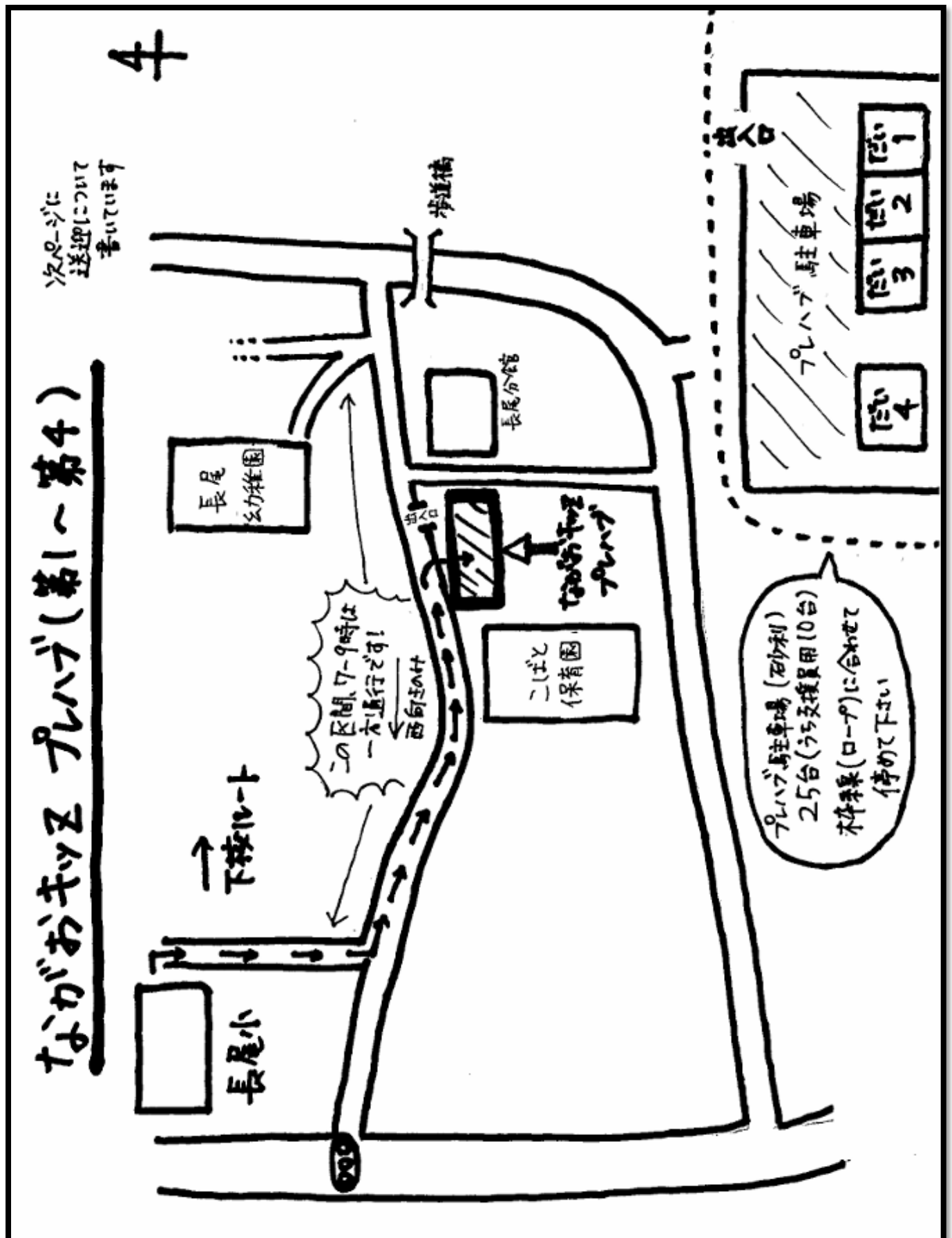
親がつながっているからこそ、こどもたちは安心して絆を育てることができるのです。

保護者会とは、私たち保護者がこ育てのこと、家庭のこと、仕事のこと、親としての悩み、いろんな悩みや不安を話し、支えあっていけることです。

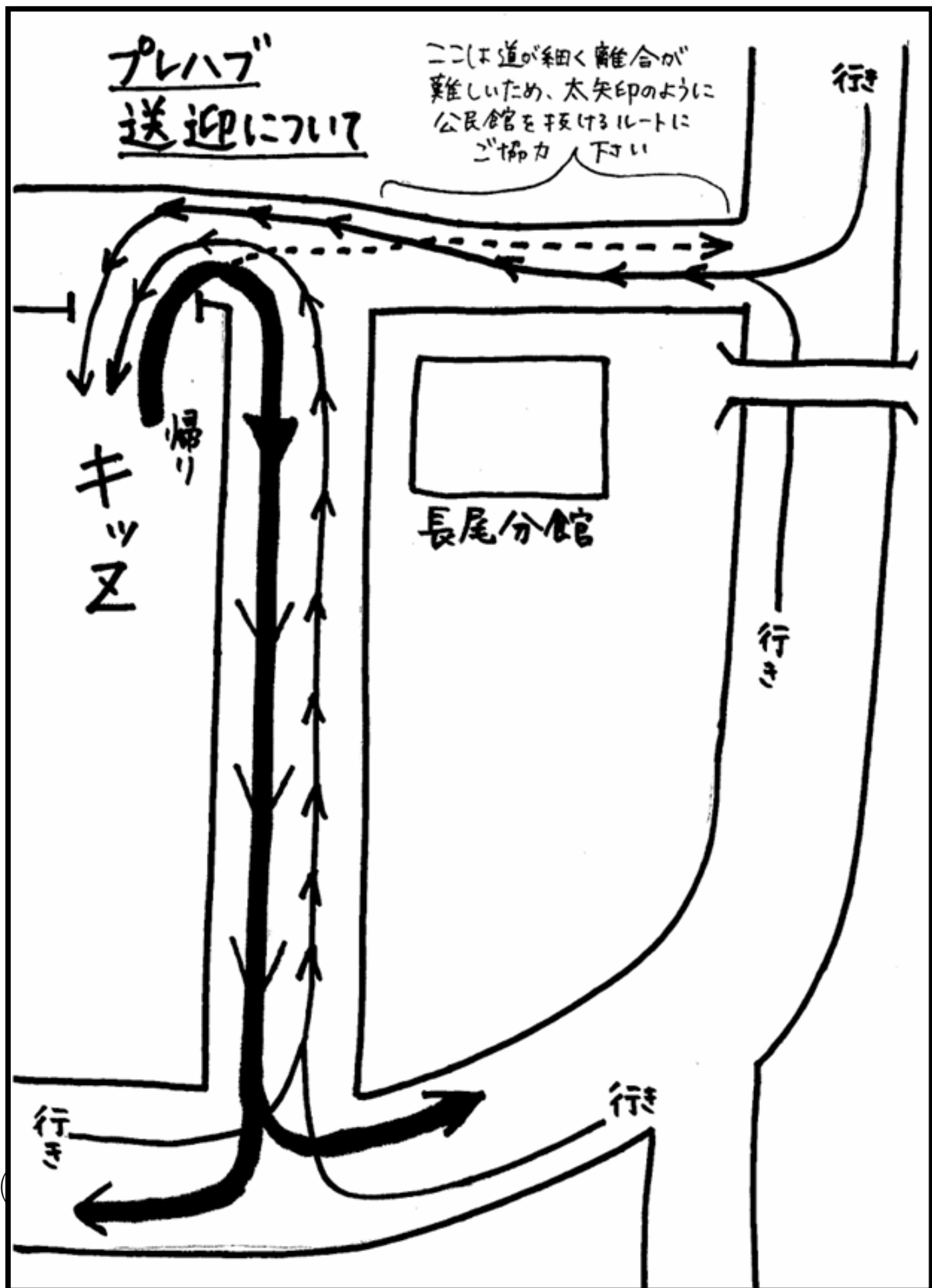
我がこだけでなく、保護者もながおキッズの仲間として、いっしょにみんなで支え合って、助け合っていきましょう！

⑦各施設の地図

ながおキッズ児童クラブ1・2・3・4



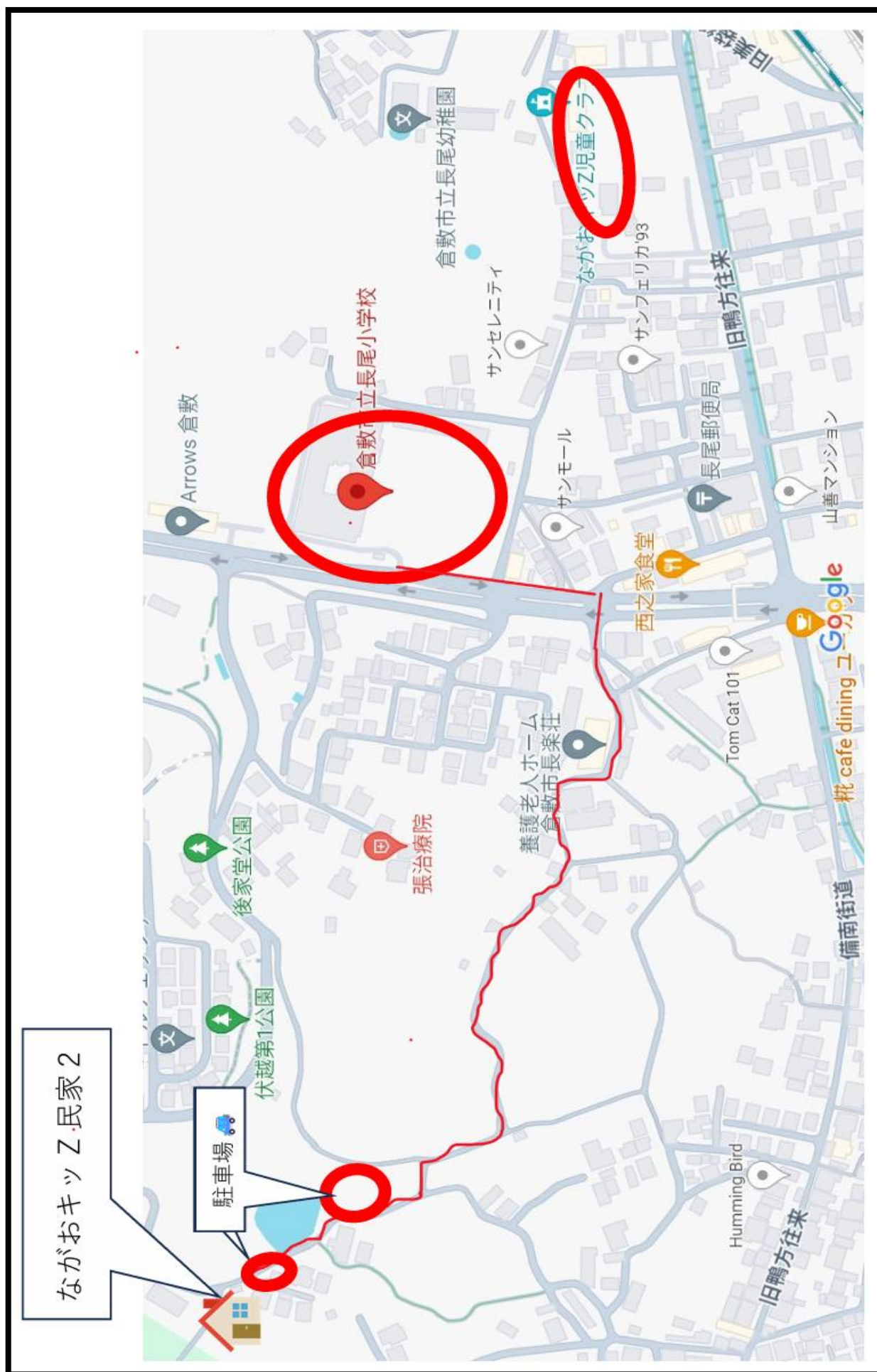
ながおキッ Z 児童クラブ 1・2・3・4



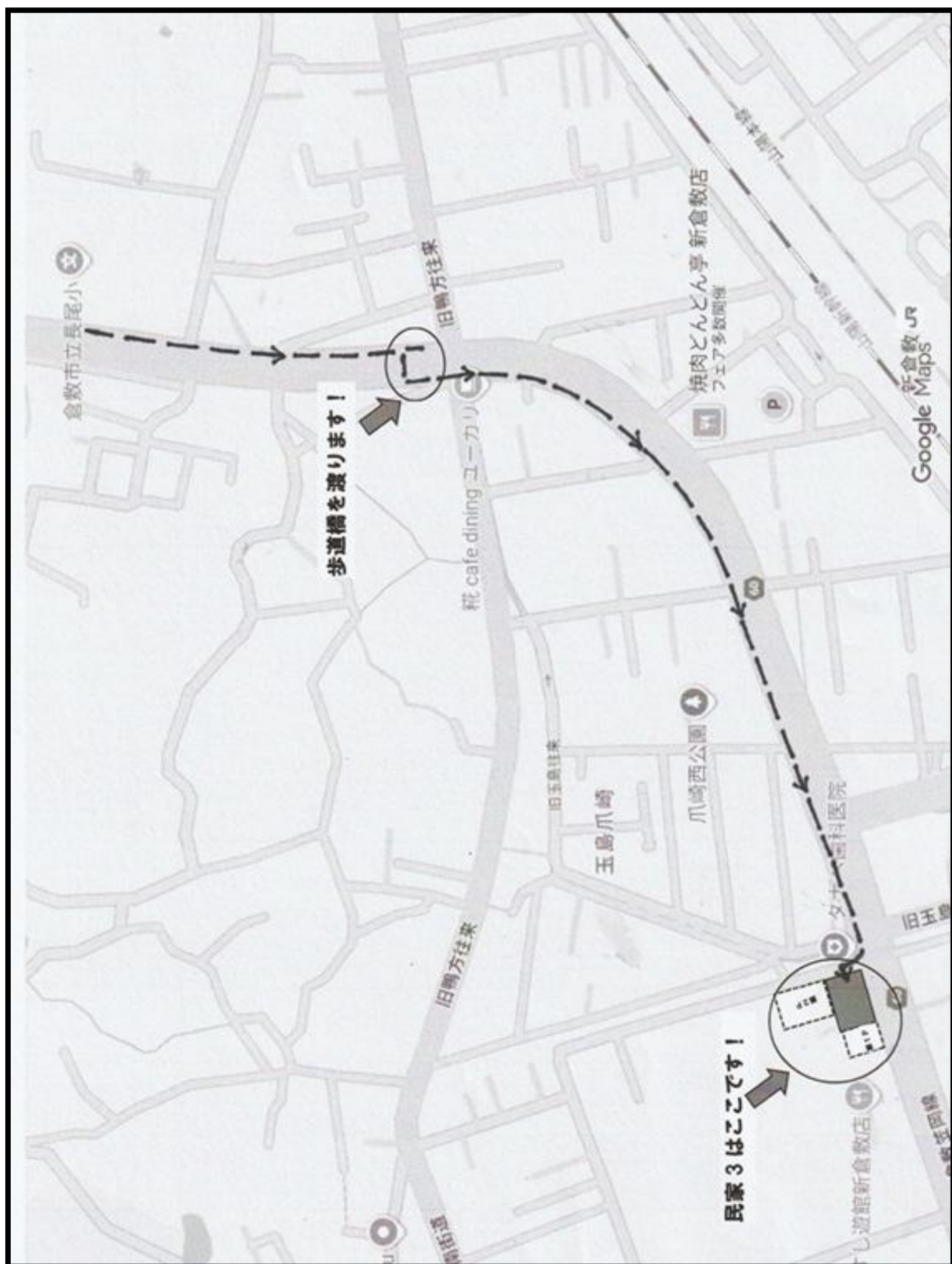
ながおキッズ児童クラブ5（民家1）



ながおキッ Z 児童クラブ 6 (民家 2)



ながおキッズ児童クラブ7（民家3）



ながおキッズ児童クラブ7（民家3）

民家3 駐車場について



第1駐車場(2台)

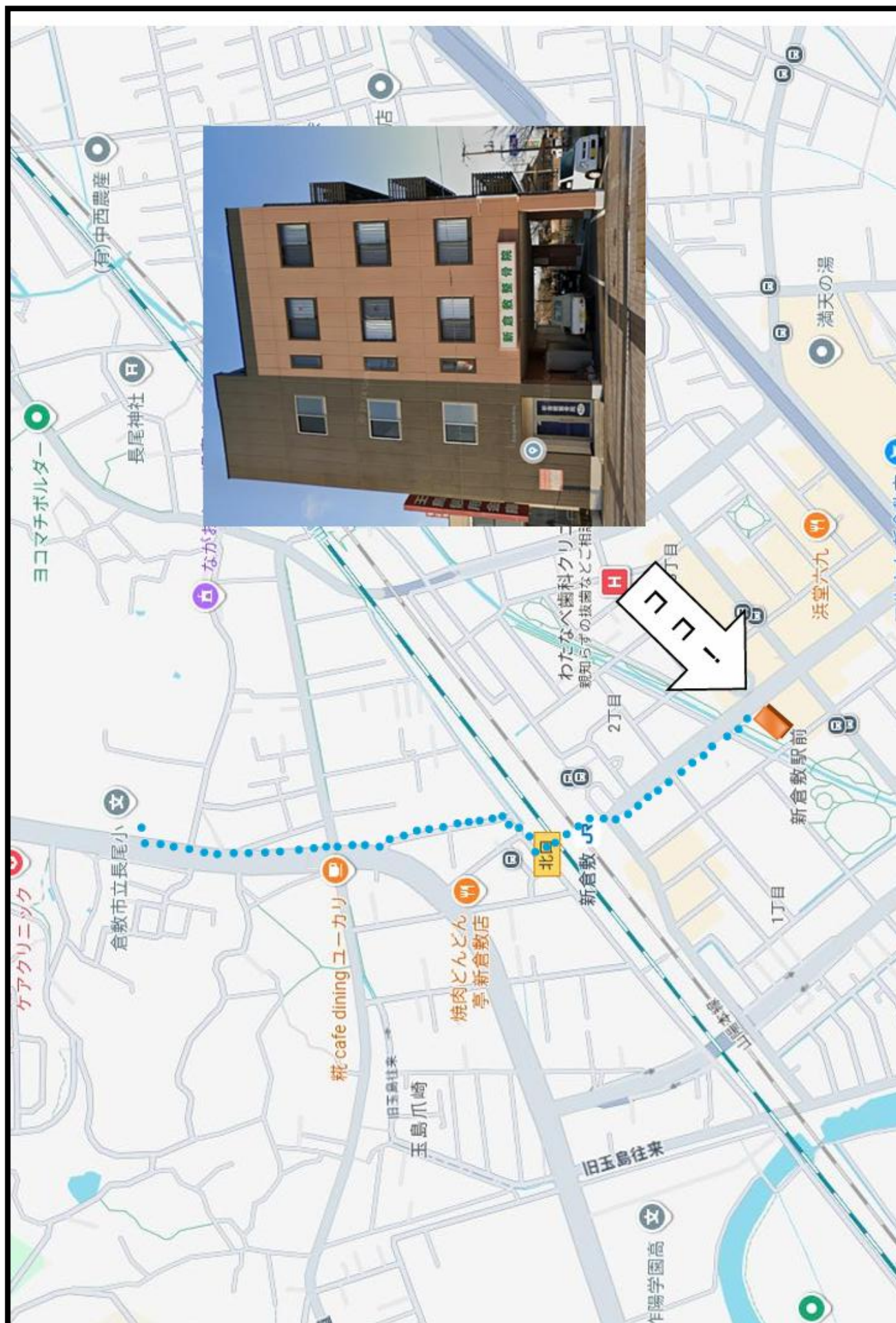
※外あそび中は、コーンを立てています。

子ども達に注意しながら駐車をお願い致します。



第2駐車場(5台)

ながおキッズ児童クラブ8（民家4）



ながおキッズ児童クラブ9（民家5）



保護者用駐車場 西側↓



東側の駐車ですが、なるべく遠くから停めるようにし、真ん中になる場合は上の写真のように中央の扉前に停めていただくと3台目が停めやすくなります。
車種によっては中央に多少のずれが出てくるかもしれませんがご理解とご協力をお願いいたします。

1



2



写真は、①の写真のように、しモンの木側は、②の写真のようにぶつかからない程度で停めていただけると助かります。

保護者用駐車場 東側↓

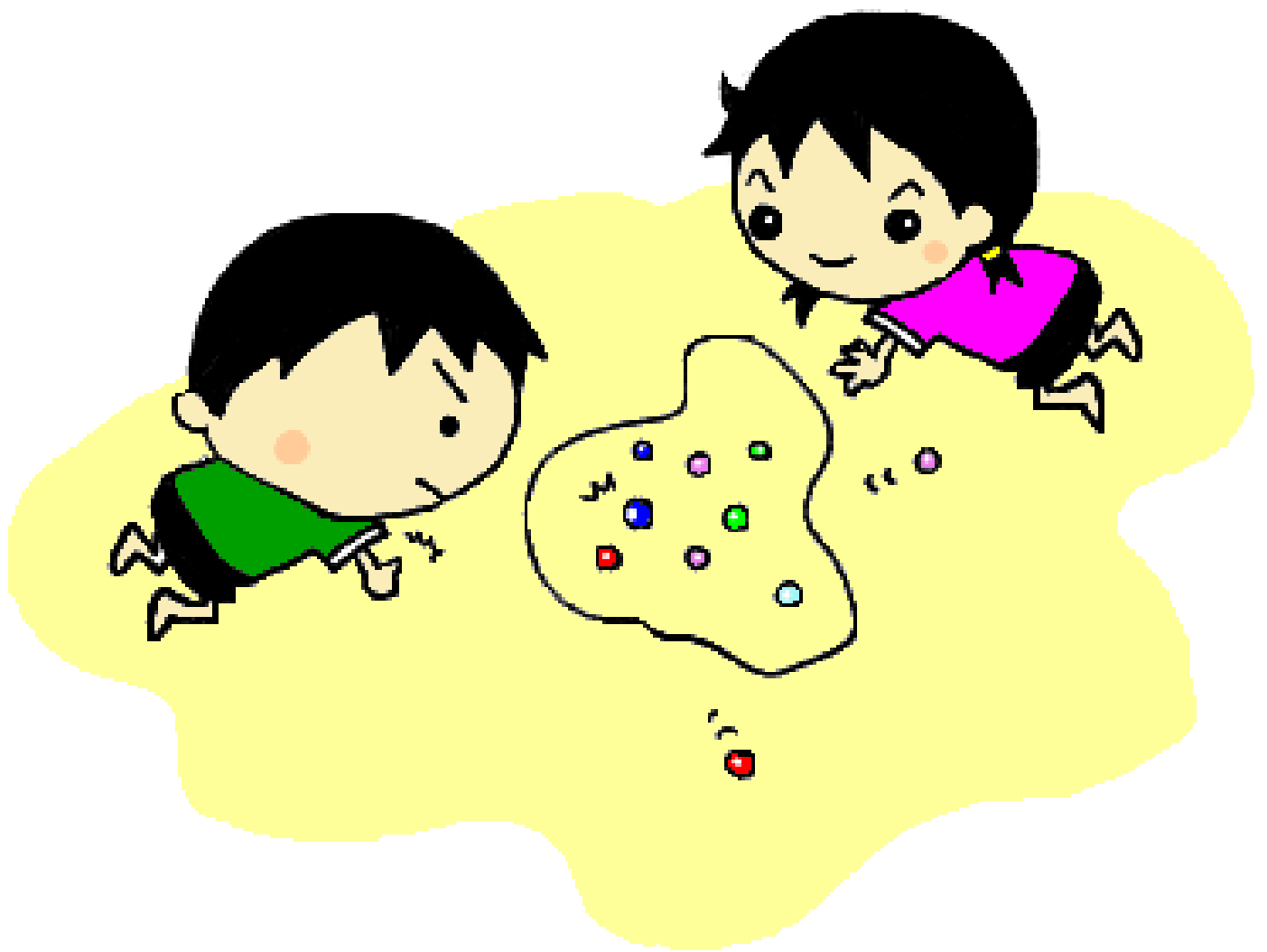


1

保護者用駐車場 東側では

①のように砂利の上に柵と平行に、真ん中になる②では、砂利の上にななめに停めていただけると助かります。

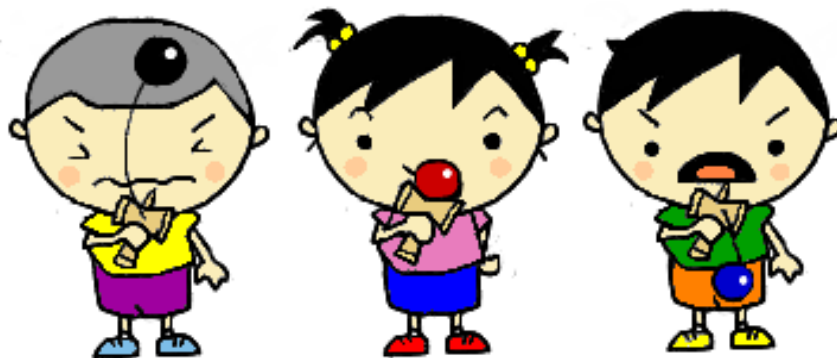
西側、東側と駐車場に限りがあります。利用の中で、ご不明点などございましたらいつでも支援員へお声がけください。



『入所後』学童保育説明

次のページからは、3月6日(金)にお集まりいただく、各施設で行う「入所後学童保育説明会」にて詳しくお伝えを致します。

ようこそ！
ながおキツ Z へ♪



学童保育生活の流れ

◆平日(例)

- 15:00 「ただいま〜！」
くついれ・てあらい・登園システム
- 15:05 お着替え ★制服から私服へ
- 15:10 宿題➡終わったら遊ぶ！
- 16:00 おやつ「いただきます」
- 16:45 みんなで掃除もするよ♪
- 16:50 外でもしっかり遊ぶ！
- 18:00 部屋に入って遊ぶ！
- 18:30 おやつ(小)
- 19:00 友だちや支援員に「ばいばい」

◆夏休みの一日(例)

- 7:30 「おはよう！」
- 8:00 外でも沢山遊ぼう！
- 10:00 朝の会
出席確認・話し合い・おやつ(小)
- 12:00 お昼ご飯
- 13:00 みんなで掃除➡終わったら遊ぼう
- 14:00 外でも遊ぼう！
- 15:30 おやつ「いただきます！」
思い出アルバムもかくよ♪
- 19:00 友だちや支援員にばいばい



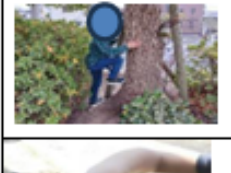
学童保育生活のあそび①

あそびの写真	あそびの名称と学童保育に適したあそびの説明	QR コード
	①かまぼこいたおとし(内外) 異年齢(1 年～6 年)集団で遊べます。 かまぼこ板を身体にのせてバランスを取ってあそびます。 1 人につき、かまぼこ板 1 枚であそび続けられるあそびです。けんけんなどもあり、リズムあそびの要素も少しあります。	
	②おうさまじんとり(外) 異年齢集団で遊べます。チームに分かれてそれぞれ「王様」を 1 人ずつ選びます。王様の正体は秘密です。 みんなで作戦を考えるため、自然と他者とのやりとりもうまれ、王様がばれないような演技や作戦もあり、いつもと違う自分にもなれる？	
	③けん玉(内外) 異年齢集団でも遊ぶことができます。 指先のスポーツと言われ、手先を中心に使うあそびです。 シンプルながらも奥が深く沢山の技があり、広がり続けるあそびです。 個人、集団としても夢中になる要素があります。遊ぶ場所も問いません。	作成中
	④ごむとび(内外) 異年齢集団で遊ぶことができます。2 人がごむひもを足や膝の高さにかけて、他の人が決められた跳び方で跳ぶあそびです。 リズムやバランスを楽しむのも特徴です。 基本的にチームで行うため、自然とチームワークも育まれます。飛び順を覚えたり、教え合ったりすることも自然に生まれます。	作成中
	⑤せんけん(外) 異年齢集団で遊べます。陣地の中以外は、基本けんけんで移動することや、敵を倒すために押し合いもあるため、バランスあそびにもなります。 みんなで決める役割もシンプルなので、導入がしやすいあそびだと思います。少し、激しいあそびでもあるので、怪我には注意が必要です。	作成中
	⑥こま(内外) *ペーゴマ,中国ゴマ (ディアボロ) 異年齢集団で遊ぶことができます。 まわったら楽しいのがコマで、最初ひも巻いてあげるとよいでしょう。 個人としても、技などを高めていくことができます。また、コマ鬼など、鬼ごっこと絡めてのあそびもでき、あそびが広がっていきます。	
	⑦ビー玉(内外) *ラムチン,ビーコロ 異年齢集団で遊ぶことができます。ビー玉を、穴から穴へ次々と入れ、ゴールを目指します。指でビー玉をはじいて飛ばすため、指の器用さが高まる特徴もあります。	作成中
	⑧1,2,3,4(外) [名前を呼び合うあそび] *だるまさんがころんだ,伍けり 屋根の上にボールを投げ上げて自分以外の参加者の名前を呼ぶ。呼ばれた人はオニになりボールをとりに行きオニ以外は逃げる。オニが地面に落とさずボールをキャッチできたら、屋根の上にボールを投げ次のオニになる参加者の名前を呼ぶ。オニがボールをキャッチできなかった場合地面でバウンドしたボールをキャッチし、その時点で「ストップ!」と言い、オニ以外はそこで停止する。オニは他の参加者に対してボールを投げて、当たればオニが入れ替わる。ただしボールをキャッチできればオニにはならない。	作成中
	⑨岡山カロム(内) 1 つの台につき 4 人まで遊ぶことができます。デコピンの要領でストライカーと呼ばれるコマをはじいて、バックと呼ばれるコマにあて、四隅の穴へ落としていくビリヤードのようなあそびです。手先のはじく力の強弱、思ったようにまっすぐはじけないドキドキ感もある、たのしいあそびです。※岡山カロム、販売しています。	
	⑩ヤットコ(外) *竹馬,伍ぼっくり,一輪車 異年齢集団であそび事ができます。竹馬には乗れないが、ヤットコなら、乗れる、という要素も。バランスをとって歩いたりジャンプしたりが楽しい特徴です。ヤットコサッカー、ヤットコおにごなど、あそびのコラボをして、幅が広がるのも特徴かもしれません。	作成中

学童保育生活のあそび②

あそびの写真	あそびの名称と学童保育に適したあそびの説明	QRコード
	①おりがみ *ビーズ・ミサンガ 手先をしっかり使い、折り目をつけたり広げたりと、様々な動きと頭の理解が必要になります。真似をするのも特徴で、教える教えてもらうこともあり異学年でも遊べます。	作成中
	②あやとり *ぬいもの・縫製 異年齢の少人数集団、もしくは一人あそびもできます。主に手先を使って遊ぶこと、二人あやとりもできるので、お友達とコミュニケーションをとりながら、あそび事ができ、自分で作ることもできます。	作成中
	③メンコ（おりがみメンコ） 異年齢集団で遊ぶことができます。メンコは、手先のちょっとした力加減のコツにより、相手をふっとばしたり、ひっくり返したりなどできます。おりがみメンコ自体も、オリジナルメンコを作ることができ、コレクトするという楽しみもあわせもっています。	作成中
	④マンカラ *オンリーワン 異年齢で遊ぶことができます。基本は1対1で行いますが、2～5人程度の人数で遊ぶことも可能です。手先を使い、おはじきや木の実、碁石などを回していきます。マンカラを購入する時は、一人一枚の板になるようなものを購入するとよいでしょう。	
	⑤カブラ・ドミノ 異年齢集団で遊ぶことができます。ブロックあそびでは、カブラにある無限の可能性が学童向きと言えるでしょう。レゴやラキューも面白いですが、違いとして「合わせ方が無限」という、あそびの広がり大きな特徴があります。	作成中
	⑥カードゲーム(トランプ・カラバト・ウノ他) 異年齢集団で遊べます。カードゲームは、一つのセットから、何百種類ものあそびがあり、そのあそびの強弱(児童のレベルによって作り替えられる)もコントロールしやすいあそびです。カラバトなどは、学童で生まれ製品化し、じゃんけんのできる子ならすぐにも遊べます。	
	⑦お手玉 *竹がえし 異年齢集団で遊ぶことができます。1個のお手玉あそびから始まり5つ程度まで増やしてあそびます。単純な右回しや左回し、片手ジャグリングなどありますが、手の甲へ載せたりと、お手玉あそびは広がります。	作成中
	⑧まりつき 異年齢で遊べる。まりをつく動作と、股をくぐらせる要素もあり、バランスをとって遊ぶあそびでもあります。リズムが大切で、「あんたがったどこさ」は代表的で、まりつきダンスもできます。	作成中
	⑨ボードゲーム すごろくや、人生ゲームなど。すごろくは、自分で作ることができ、いろんな展開を自分たちが考えられるので、とても楽しいあそびになります。	作成中
	⑩将棋(動物将棋) *オセロ・チェス 異年齢で遊ぶことができます。将棋のはじめは、動物将棋から導入をして、本将棋へと繋いでいくと良いでしょう。レベルの差のある状況でも、「●●落とし」で強さを工夫して遊ぶこともできます。戦略は無数で、低学年が高学年に勝つことも十分にあり得ます。	作成中

学童保育生活のあそび③

あそびの写真	あそびの名称と学童保育に適したあそびの説明	QRコード
	㊸廃材あそび(工作) [段ボール細工・割りばし細工(鉄砲など) 等] 異年齢集団でも遊べます。廃材は、興味関心が高く、普段使わないようないわゆる“ガラクタ”を集め、組み合わせたりしながら創造性も高めます。木材や竹も含めて、日常で自然を感じることもできます。「酒蓋コマ」も廃材あそびです。	作成中
	㊹土あそび [泥団子・土団子・池づくり・川づくりなど] 異年齢集団で遊ぶことができます。主に、低学年の時期に幼児期の感触あそびの発達段階も残す子どもたちに向いています。しかしながら、泥団子は極めれば「ひかひか団子」にもなり、土団子は粘土質の土を使うことにより、さらにつやつやの団子ができ、夢中になるため、高学年も十分に楽しめます。	作成中
	㊺陶芸あそび(生活あそび) *木工・竹工 土あそびと比較し、陶芸は「生活あそび」というジャンルに振り分けられます。日常の土を使ってのあそびから、生活をするという要素が入ってくるので、学童の「あそびと生活」に、ぴったりとハマります。土を焼く為、少し技術が必要になるので、中学年ぐらいからが対象。	作成中
	㊻釣り [食育] 生き物を釣り上げるあそび、異年齢で遊ぶことができます。ザリガニやカエルやトカゲなどの、餌だけの釣りから、水路などで針を使っての釣り。そして、海や川へ行って、投げ釣りをするなど、様々な釣りの広がりがある。玉島は、手長エビも豊富なので、手長エビ釣りもあり。	作成中
	㊼自然あそび川・山・海 *火おこし 自然の中で「本物」に触れる経験をする。川で泳ぐ経験、山でキャンプをする経験、海で泳いだり釣りをする経験を通して、生活の根源を知ったり、自然を好きになる活動をする。	作成中
	㊽木登り(ボルタリング・スポーツチャンバラ 等) 木を登る経験は体のバランスを高めていきます。昨今では、木登りをしてもいい木が減少しているため、ボルタリング等での代用も検討している。	作成中
	㊾生き物つかまえあそび・飼育活動*にわとり・やぎ [食育] 生き物を捕まえるのは、興味関心をとてもくぐります。もともと、生き物の好きな子、苦手だったけど「理解」することで好きになったり触れるようになったり。捕まえる時の手先に入る力の強弱もさながら、他者への思いやりも生まれる自然あそびにもなります。	作成中
	㊿植物あそび *畑 [食育] いろんな植物を知ることにより、身近にある自然に気が付くことができます。花を水で揉むと、色が出たり、輪飾りを作ったり。お野菜を育てることで食育に繋げることもできます。	作成中
	㊿名もなきあそび(プラバト) 各クラブに名もなきあそびがあるのではないのでしょうか。その中でも、自然発生したあそびにプラバトがあります。プラバトは、プラバンに好きなキャラクターを描き、カラム台でバトルするというものです。	作成中
	㊿G ドッジ 少しスポーツ寄りのあそびになりますが、異年齢で遊ぶことができます。低学年のゴリー(王様)を守りながら、相手にボールを当て、キャッチすると、当てられてアウトになった仲間を復活させることができます。	作成中

保健について

◆学級閉鎖・クラブ閉所について

☆学級閉鎖や学級早退については、
そのクラスのこどもは、児童クラブで保育ができません。



小学校から、ご家庭へ直接の下校となります。

学級閉鎖・早退になる場合には、学校から各ご家庭へご連絡がいくようになっていきます。

学級閉鎖になっていないクラスのこどもは通常通り保育があります。

☆児童クラブ閉所については、

インフルエンザ等の感染症が1日2割以上出た場合(例:40人の施設は8人)、倉敷市子育て支援課と閉所日を相談し、3日～4日程度の閉所を決める場合があります。

コロナウイルス感染症のように、国や自治体が対応について決まりを定める場合には、その対応に準じます。

◆緊急連絡先について

☆緊急の連絡先に変更があった場合には、クラブへご連絡をお願いします。

☆また、既往症、持病、アレルギーなどに変更があった場合も、速やかにお知らせください。

◆スポーツ安全保険について

☆スポーツ保険に加入します

クラブでの安全には、万全を尽くしますが、万が一の怪我や事故に備えて加入をしております。

「公益財団法人スポーツ安全協会」 傷害保険・賠償責任保険・突然死葬祭費用保険

☆保険料 1人800円/年 個人負担です。

☆保険の対象は、クラブへの帰所(来所)中、生活中、降所中、備品等の破損、損壊等となります。



学童への持ち物について

◆着替えをご持参ください

☆学童に帰ってくると、こどもたちはそれぞれ持ってきた私服に着替えて過ごします。お洗濯が大変ですが、こどもたちの生活習慣としても毎日着替えをご持参ください。(キッズTシャツを着てももちろんOK!)

☆着替えは、お迎えの際に持ってきていただき、ロッカーへいっしょに入れておくのがおすすめです。

☆おもらしなどで、着替えが必要になる場合があります。気になる際には、予備の下着や着替えをロッカーへ置いても構いません。学童にも予備の着替えはあります。学童から、下着をお出した場合には、新品のものをお返しいたくよう願いをしております。

☆着替えの服ですが、こどもたちは汚れてしまう遊びも楽しみますので、汚れても差支えないものが好ましいです。一日保育などで履いてくる靴については、サンダルではなく、運動靴でお願いします。
(水遊びなどする際には、別途学童からご連絡致します)

◆持ち物にお名前をご記入ください

☆ものを大切にすることは、自分自身を大切に、そして心を幸せにしていくことと繋がってきます。

☆特に、くつした、消しゴム、えんぴつなど、名前がなく、忘れ物かごに入っていることが多いです。

◆ゲームではなく、伝承遊びをしています。

☆テレビゲームは禁止しています。伝承遊びを通して、放課後の豊かな生活づくりを目指しています。

☆学校にもっていかないものは原則持ってこないようお伝えをしております。ですが、けん玉やコマ、ベーゴマなど、クラブで親しまれて遊んでいるマイ遊び道具については、持ってきてもいいとしております。

身につけるものについて

☆1年生の下校は、4月中支援員が学校までお迎えにいき、一緒に下校をします。その際には、地区別下校(動物下校)ではなく、学童の列が施設ごとにありますので、そちらに並ぶようになります。

☆5月からは、原則こどもたちだけで下校をしてくるようになりますが、下校の課題があった場合には、延長してお迎えに行く場合もあります。

☆4月1日に、「ランドセルキーホルダー」をお配り致します。そのキーホルダーを、ランドセルにつけておいてください。学校の先生が、どこのキッズかわからなくなった際に、確認するために使用します。



☆地区別下校班の班長さんには、学童の列で帰ることを伝えておきましょう。



◆お迎えの際、【保護者名札】をお願いします。

☆防犯上の理由で、お迎えの際には、学童からお渡しをする名札をつけてきてください。

☆ご家庭で複数枚必要な場合はお申し出ください。

◆宿題の最終確認は各ご家庭でお願いします。

☆学校から出た宿題については、生活習慣の一環として支援員は、声を掛け、宿題ができるよう支援致します。その際に、一人一人のチェックまでできていないことが多いので、最終の確認は各ご家庭でも宜しくをお願いします。



◆お守りカードをランドセルへ

☆おまもりカードは、防犯対策として、こどもたちのランドセルへいれておいてください。

☆困った時に、地域の方等に頼り、連絡ができるという仕組みになります。

休所・退所について

休所

- ① やむをえなく休所する場合は、休所届けを提出してください。
- ② 休所期間中は、負担金の徴収はありません。
- ③ 原則として、通所再開予定日の届け出が必要です。

退所

- ① **6年間の保育を原則としています。**
- ② やむをえなく退所する場合は、退所届けを提出した翌月から退所となります。
- ③ 退所届けを提出した月までを在籍とし、負担金徴収対象となります。

保険

クラブでの安全には万全を尽くしますが、万一のケガや事故に備えて以下の保険に加入しています。

スポーツ安全保険

★クラブでの生活中、登所・降所中のけがや事故、一部備品等の破損・損壊等が対象です。

児童保険料(一人 800 円/年)は、個人負担です。(2022 年度)

★支援員が賠償責任をおったケース(クラブ施設内、運動場、クラブ外保育活動中のけが、クラブ外備品等の破損・損壊等)が対象となります。

また、支援員の怪我等も対象となります。

支援員保険料(一人 1,850 円/年)は、クラブ負担です。

緊急事態・連絡について

学級閉鎖・クラブ閉所

- ① 学級閉鎖・学級早退の場合、そのクラスの子どもは、ながおキッズ児童クラブで保育できません。小学校からお家の方に下校します。学級閉鎖・学級早退になった場合は、家庭保育をお願いします。

＊学級閉鎖になっていないクラスの子どもは通常通り保育します。

- ② インフルエンザの感染者が1日2割以上出た場合は、倉敷市子育て支援課と相談の上、翌日からながおキッズ児童クラブを閉所(4日間程度)します。

＊閉所日数については、倉敷市子育て支援課と相談の上、決定します。

警報の発令

暴風警報および特別警報(大雨・暴風・暴風雪・大雪)・避難勧告が発令されて小学校が休校になった場合は、ながおキッズ児童クラブも閉所となります。

- ① 前日または当日の朝、登校までに休校の連絡があった場合は、キッズはお休みです。

- ② 登校後、警報が発令されて短縮下校になった場合は、キッズはお休みです。

緊急事態

- ① 事件・事故が発生した場合は、運営委員長、保護者会長、主任支援員、小学校と協議し、保護者に連絡します。
- ② 子どもはクラブで待機し、保護者の迎えを待ちます。
- ③ 保護者は「迎えの時間」「迎えの手段」「迎えに行く人」をクラブに連絡してください。保護者と支援員が協力・連携し、保護者同士助け合って子どもの安全を守りたいと考えています。ご協力をよろしくお願いします。

その他

新型コロナウイルス等のように国や自治体が対応についての決まりを定める場合は、それに準じます。

NPO法人くらしき放課後児童クラブ支援センター

ながおキッズ児童クラブ概要(2025年度10月現在)

名称	NPO法人くらしき放課後児童クラブ支援センターながおキッズ児童クラブ
設立年月日	平成13年(2001年)4月1日
所在地	プレハブ施設 〒710-0251 倉敷市玉島長尾2617-1 民家施設① 〒710-0251 倉敷市玉島長尾2445 民家施設② 〒710-0251 倉敷市玉島長尾2772-1 民家施設③ 〒713-8113 倉敷市玉島八島1556-3 民家施設④ 〒710-0803 倉敷市新倉敷駅前4丁目6-1 3F 民家施設⑤ 〒710-0252 倉敷市爪崎800-1
代表連絡先	070-8684-1973(携帯)
施設管理・運営者	NPO法人くらしき放課後児童クラブ支援センター 理事長 楠木裕樹
評議員	・小学校校長・小学校PTA会長・地域代表・保護者代表・支援員
運営形態	公設民営『法人』委託運営
施設数と支援員数	9施設・47名
支援員の資格	放課後児童支援員資格者【32名】 倉敷市障がい児対応専門資格【37名】 日本放課後児童支援師資格者【7名】(内高度取得6名)
所長	黒岩裕希(1・3・5・7・9を主に担当) 若井暁(2・4・6・8を主に担当)
主任支援員(各施設1名)	川上茜・栗井彩倖・西岡恭こ・糸山詩歩・清水沙知こ・片岡謙太・中桐真里依・樋口秀太郎・岡本愛
保護者への連絡・情報共有	年1回総会・年3回保護者会・お便りの発行
苦情・虐待 相談窓口	所長 黒岩裕希
防火管理責任者	黒岩裕希
小学校との情報共有	年度初めのあいさつ・年3回程度の懇談会の実施
安全保障 (スポーツ安全保険)	傷害保険・賠償責任保険・突然死埋葬費用保険

NPO法人くらしき放課後児童クラブ支援センターながおキッズ児童クラブ《施設》概要

敷地	市有地(プレハブ施設) 借用地(民家施設)
建物 ※こどもの 生活面積	クラブ1-① プレハブ施設 プレハブ建築1階建て 延床面積 291,60㎡ クラブ1-② プレハブ施設 プレハブ建築1階建て 延床面積 101,42㎡ クラブ2 民家施設 鉄骨造2階建(1回のみ)延床面積 93,71㎡ クラブ3 民家施設 木造2階建 延床面積 148,65㎡ クラブ4 民家施設 木造1階建 延床面積 57,75㎡ クラブ5 民家施設 鉄骨造4階建(3階のみ)延床面積 87,45㎡ クラブ6 民家施設 木造平屋一部2階建 延床面積 63,95㎡
施設内容	クラブ1 プレハブ施設 トイレ・キッチン設備・テラス・手洗い場・足洗い場 クラブ2 民家施設① トイレ・キッチン設備・手洗い場・風呂場・他4部屋 クラブ3 民家施設② トイレ・キッチン設備・ベランダ・手洗い場・風呂場・他5部屋 クラブ4 民家施設③ トイレ・キッチン設備・ベランダ・手洗い場・風呂場・他4部屋 クラブ5 民家施設④ トイレ・キッチン設備・ベランダ・手洗い場・他2部屋 クラブ6 民家施設⑤ トイレ・キッチン設備・手洗い場・相談室・休養室・スノーズレン
設備の種類	冷暖房・軒・足洗い場・調理台流し・その他
施設の定員	プレハブ施設45人×4施設 民家①②④45人 民家③36人 民家⑤38人
その他	屋外遊戯場として隣接する公民館管理の多目的広場を使用

学童保育の安全計画

避難訓練等

倉敷市放課後児童健全育成事業の運営に関する基準を定める規則第6条第2項の規定に基づき

定期的実施する避難・消火訓練及び緊急時連絡テスト・手順確認

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
テーマ・ 取組	キッチン火災 避難訓練	防災（地震） 避難訓練	火災避難訓練（通 報・初期消火・避 難）	水害避難訓練	防災ビデオ上映 備蓄品の試食	火災避難訓練
参加予定者	職員・児童	職員・児童	職員・児童	職員・児童	職員・児童	職員・児童
月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
テーマ・ 取組	防犯避難訓練 （不審者対策）通報	火災避難訓練	防災ビデオ上映 備蓄品の試食	総合防災訓練	防犯避難訓練 （不審者対策）	救急対応訓練
参加予定者	職員・児童	職員・児童	職員・児童	職員・児童	職員・児童	職員

（２）その他訓練

訓練内容	実施予定時期 （時期と回数を記載）	参加予定者
119番通報訓練	年1回以上	職員・児童
救急対応（心肺蘇生法、気道内異物除去、AED・エピペン®の使用等）	2年に1回	職員
不審者対応訓練（110番通報訓練等）	年1回以上	職員・児童
外遊び時における非常時対応訓練	年1回以上	職員
その他（来所帰宅時における非常時対応訓練）	年1回以上	職員

児童への安全教育

月	4～7月	8～11月	12～3月
1年生	室内・室外のルール説明 下校のルール説明・確認 生活の流れの説明・確認 遊びのルール説明・確認 手洗い・うがいの実施 ヒヤリハットの共有・集団指導 事故分析の共有・集団指導 熱中症予防・対策 避難訓練	クラブの道具や遊具の使い方・片付け方 場に合った遊び方の指導 手洗い・うがいの実施 ヒヤリハットの共有・集団指導 事故分析の共有・集団指導 熱中症予防・対策 避難訓練 性教育学習 食育	室内・室外のルール確認 クラブの道具や遊具の使い方・片付け方 場に合った遊び方の指導 手洗い・うがいの実施 ヒヤリハットの共有・集団指導 事故分析の共有・集団指導 避難訓練 性教育学習 食育
2・3年生	室内・室外のルール確認 下校のルール確認 生活の流れの確認 遊びのルール確認 手洗い・うがいの実施 ヒヤリハットの共有・集団指導 事故分析の共有・集団指導 熱中症予防・対策 避難訓練	クラブの道具や遊具の使い方・片付け方 場に合った遊び方の指導 手洗い・うがいの実施 ヒヤリハットの共有・集団指導 事故分析の共有・集団指導 熱中症予防・対策 避難訓練 性教育学習 食育	室内・室外のルール確認 クラブの道具や遊具の使い方・片付け方 場に合った遊び方の指導 手洗い・うがいの実施 ヒヤリハットの共有・集団指導 事故分析の共有・集団指導 避難訓練 性教育学習 食育
4年生以上	室内・室外のルール確認 下校のルール確認 生活の流れの確認 遊びのルール確認 1年生にクラブのルールを伝える 手洗い・うがいの実施 ヒヤリハットの共有・集団指導 事故分析の共有・集団指導 熱中症予防・対策 避難訓練	クラブの道具や遊具の使い方・片付け方を 下級生に伝えられるように指導する 場に合った遊び方を下級生に伝えられるよ うに指導する 手洗い・うがいの実施 ヒヤリハットの共有・集団指導 事故分析の共有・集団指導 熱中症予防・対策 避難訓練 性教育学習 食育	室内・室外のルール確認 クラブの道具や遊具の使い方・片付け方を 下級生に伝えられるように指導する 場に合った遊び方を下級生に伝えられるよ うに指導する 手洗い・うがいの実施 ヒヤリハットの共有・集団指導 事故分析の共有・集団指導 熱中症予防・対策 避難訓練 性教育学習 食育

年間保育計画

各施設で年間育成支援計画を作成しています。こちらは実際の一例です。

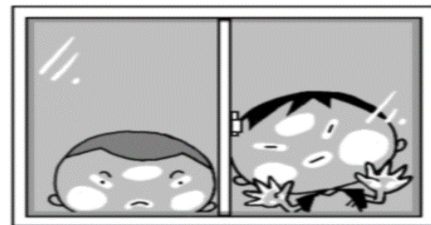
運営理念	6年間楽しく通える学童保育 (倉敷市連協目標と同じ)	運営方針	10項目 (総会資料参照)	運営育成 支援目標	①子どもたちが安全に安心してながまど生活をつくっていくように援助します。②関心を持って、気持ちよく通えるながまどのある豊かなながまグループを育てます。③ひとりひとりのびのびと自分の力を発揮できるように援助します。④ながまグループの子どもたちがみんなのことを保護者といっしょに考えます。
運営指針【国】	運営指針 第2章 1. 子どもの発達と児童期 6歳から12歳は、子どもの発達の時期区分において幼児期と児童期・青年期との間にあり、児童期と呼ばれる。児童期の子どもは、学校、放課後、家庭のサイクルを基本とした生活となる。学校において基礎学力が形成されることに伴い、知的能力や言語能力、規範意識等が発達する。また、身長や体重の増加に伴って体力が向上し、遊びも活発化する。社会性の発達に伴い、様々な仲間集団が形成されるなど、子ども同士の関わりも変化する。さらに、想像力や思考力が豊かになった遊びを創造できるようになる。児童期には、幼児期の発達の特徴を残しつつ、思春期・青年期の発達の特徴の芽生えが見られる。子どもの発達には、行きつ戻りつの特徴を繰り返しながら進行していく。子どもは、家庭や学校、地域社会の中で育まれる。大人の安定した信頼関係のもとで、「学習」、「遊び」、「休息」、「睡眠」、「食事」等が促進されることによって、子どもは安心して生活し育っていくことができる。 2. 児童期の発達の特徴 ① 多くの子どもは、この時期に自己意識が芽生え、自分の存在を主張することができるようになる。② 自然や文化に関心を持ち、身体的な能力を伸ばし、認識能力を発達させる。③ 学校や放課後児童クラブ、地域等、子どもが関わる環境が広がり、多様な他者との関わりを経験するようになる。④ 集団や仲間内で活動する機会が増え、その中で規範と個性を育み、他者と自己の多様な側面を発見できるようになる。⑤ 発達に応じて頼りからの自立と親への依存、「静」と「動」の両方、「自信」と「不安」、「静」と「動」の両方、「自信」と「不安」、「静」と「動」の両方、「自信」と「不安」等、様々な心理的葛藤を経験する。以上のことなどをふまえて育成支援の計画に位置付ける。				
【クラブ】					
育成支援目標	自分を大切に、仲間と助け合って、笑顔で安心して過ごすことができる				
①	自分の心や体を大切に、思いを言葉で表現することができる				
②	色んな考えがあることを知り、友だちのことを気にかける、助け合える仲間集団になる				
③	楽しく安心して過ごす中で、自分の生活を考えることができる				
目標/期	4月	5月～7月20日まで	夏休み	9月～12月	1～3月
①	ねらい	ねらい	ねらい	ねらい	ねらい
	キッズの生活に慣れ、自分のやりたいことを探す	自分の事を見つめ、自分の気持ちを出せる	自分の得意・不得意を知る	色んな人と意見を交わしながら、自分の意見も表出する	自分の事を好きになり、自分の思いを言葉にして伝えたいと思える
②	ねらい	ねらい	ねらい	ねらい	ねらい
	上級生・下級生と出会い、キッズにいる人の事を知る	それぞれの個性・好きなことを知る	長い1日保育の中で、子ども達が話し合っていて決まることができるようになる	他児への理解を深めていき、気にかける生活する	自治をもった仲間集団になる
③	ねらい	ねらい	ねらい	ねらい	ねらい
	キッズの生活に慣れ、安心してやる要素を作る	キッズを楽しんでいると思えるようにさせる	自分のやりたいこと・好きなことを継続して取り組む	楽しさと安心を自分で守りながら過ごせる	6年生の卒所を温かく送り出し、4月から新生活に期待をする
特徴的な活動・内容	・呼んでほしい名前での表明 ・呼んでほしい名前での呼び合 ・好きな遊びを見つけたら	・生活習慣の定着、ルーティン化 ・誕生日会などの定例の行事	・夏休みならではのイベントや行事、遊びに挑戦する ・1日保育の中で生活やルールを話し合う場を設ける	・遊びの中で、他児の得意不得手を知る遊びの大会などのチーム意識に繋げる ・日々の生活や遊び、行事を自ら取り組んでいく	・年度末の卒所の準備 ・新入所生を迎える準備 ・歓迎会の準備を楽しむ
支援で意識すること	・支援員と基礎的な関係性を築く ・好きな遊びや仲良しの友だちを見つけれようように支援	・それぞれの生活習慣を肯定し、定着を目指す ・それぞれの得意を見つけれようように意識	・1日保育で時間が長くなるため、子ども同士の人間関係や行事への取り組みを意識する ・生活を考える機会を日々持つように関わる	・夏休みの経験を得て、自分たちで取り組めることが増えていることを意識 ・自主的な行動を促せるように意識	・年度末と新年度を見据えて、子ども達と一緒に今年度の振り返りや新年度の期待を促す支援を意識する

ハッピーシート(アセスメントシート)

ハッピーシート	
2023年度 前期 後期	学年:4年生
氏名:A	4月 ~ 9月
①自分の過ごし方を自分の意志で決定し、毎日楽しく過ごせる	
②自分の思い、気持ちを伝えたい、理解してほしいと思い、言葉にできる	
③友達や仲間とともにやりたいことを可能にしていく	
①	 6/9 4年生活動の内容を決めていく。「え、何々決めたらいいんだっけ？」と支援員に声掛けしていた。スケジュール、役割を決めていく。「オレ、BBQ、花火係したい」と意思表示をして、リーダーをしてくれる。
	 7/28 4年生活動の下見に行く。川遊びの場所を見て、「砂がいっぱい溜まっているから、砂をあげて帰りたい」と話す。管理人さんに「スコップありますか？」と自分の言葉で聞いていた。その後、他の活動(川遊び)を見て、来年行きたいと言葉にする。
②	 4/13 B①くんが靴箱を間違えていた「なんで？あほなん」 C①くんがボールに当たって泣く「よわ」と少し言葉がキツイが、「1年生はまだD組に慣れてないんじゃない」と伝えると「そっか。1年じゃもんな」と納得する。
	 9/14 帰って来て端の席に座り、宿題に取り組んでいた。「外遊び16:30からいこうか？」と話をしていると、時計をみて「まじか」と言い準備を始める。Gドッチに参加し、外野を担当する。パスをE⑤ちゃん、F⑤くんから指示を受けてしているようだった。相手に「雑魚じゃが」というのでG⑤くんになると伝えていく。
③	 8/2 コマの手乗せをH①くんに教えていた。「俺今教えとんよ！」「Hーこうやって持って！こう投げて！ひもひっかけるんよ！」かなり力を入れて教えてくれていた。しかし、H①くんが理解できずやめる。A「なんで！」と話す。
	 9/6 「はよ、外遊び行こうや。16時がいい。だっていつも16:30に出るって言って45分になるがー」と支援員に話す。「分かった。今日は16:30にしよう」と伝え、時計を指して16:25を伝える。I⑤ちゃん J④ちゃんと人数が少なかったので「K③F③がくるまでサンドして待つとけばよくない？」と提案してくれる。
保護者より 自分の思いだけを主張することなく、周囲と調和をはかりながら、みんなで協力し、何かを成し遂げることを体験できるとよいです。	

『学童保育』ってなあ～に？

働く親の願いから誕生しました



【わがこがすこやかに育ってほしい 親も安心して働きたい】

そんな人間としてごく当たり前の願いから生まれたのが 学童保育です。

共働き家庭などのこどもたちは、小学校から帰った後の放課後や、春・夏・冬休みなどの学校休業日にはこどもたちだけで過ごすことになります。

親が働いている間、「こどもたちが安全で充実した生活を送ることができるようにしたい」と願う多くの親たちが、力を合わせて運動したことから学童保育は生み出されました。

学童保育は、国や自治体がまず制度を作って生まれてきたものではなく、必要とする親たちが求めて作りだし、それを国や自治体が後から認めていったものです。

学童保育は放課後の【我が家】

学校の放課後、こどもたちがいつでも安心して「ただいま！」と帰ってくるところです。

そして、「おかえりなさい」とむかえてくれる支援員や仲間がいるところ。

そこにはたくさんの異年齢の友だちがいて、ゆっくりしたり、思いっきり遊んだりすることができます。お互いに関わり合いながら、『昼間のきょうだい関係』が成り立っているところ。

その中で、基本的な生活習慣を身につけたり、自分を大切に思い、また相手を思いやる心が育つようになります。毎日の生活を通して嬉しかったことや悲しかったことをそのまま受け止め、「ホッとできる」ひとりひとりの居場所をきちんと持ち得た【放課後の我が家】となります。

放課後をいきいきとすごす場

いま、地域で集団で遊ぶことが少なくなってきました。

学童保育は、今失われたといわれる遊びに不可欠な

『仲間』『時間』『空間』『縦の関係』を大切に、

ケンカもするけど仲直りもできる人間関係づくりや

思いっきり、遊ぶことができる場所です。



学童保育はこ育てのとりで

学童保育は、保護者と支援員との共同のこ育ての場です。学童でどんな生活をしているのか、わがこの様子はどうか、しっかり関心をそそぎましょう。おこさんのことで悩んでいること、喜んでいること、やさしい行為やがんばっていること、力をつけたこと、経験したことなど、親と支援員がしっかり話し合います。こどもたちひとりひとりがキラキラ輝いて成長していけるように、いっしょに考えます。「すべてお任せします」では、こどもが輝いて生活することは不可能です。また、「こどもたちの放課後の生活を守る」ため、学童保育をより良くしていくことが大切です。

学童保育は、親同士もつながりを強くして、【みんなでこ育て】をするところ。

行政上の位置づけ



【児童福祉法 事業 第6条の2】…放課後児童健全育成事業

学童保育は、こども家庭庁の管轄です。小学校は、文部科学省です。

ながおキッズは、倉敷市が NPO 法人くらしき放課後児童支援センターに【委託】して開設しています。

これを「公設民営」といいます。

倉敷市は、全国でも飛び抜けて放課後児童健全育成事業への予算が増額されている市です。その予算を基に支援センターに倉敷市から委託金が支払われています。また、施設は倉敷市から委託、補助されています。

支援員を探して雇ったり、運営費を適切に運用したり、こどもたちの環境を整えたりするのは、支援センターがしています。同じ倉敷市でも児童クラブによって、保育料や開設時間が違うのは、運営が各運営機関に任せられているからです。この運営のかたちを「法人委託運営」といいます。

【放課後児童クラブ運営指針】厚生労働省 2015 年策定

【倉敷市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例】《最低基準》

今までは、「事業」なので、誰がやってもよかった学童保育が、2015 年に策定された国の運営指針、倉敷市の条例によって「届け出」が必要となりました。つまり「事業」ではあるけど、保育園のような「施設」と同じようにしっかりと担保すべきものとなったのです！また、6 年間の保育を国が放課後児童健全育成事業の一般原則に明記したことで、安心して 6 年間預けられるようになりました。さらに、国や市町村が学童保育にたくさん委託金を払うことにより、充実した学童保育の運営ができるようになりました。

学童保育が認知され、こどもたちの放課後が豊かなものになっているのも、学童保育に関係している親、支援員、運営委員、地域の方、小学校関係者、児童館の方などなど、みなさんの運動があったからこそです。親の願いから生まれた学童保育は、こどもにかかわるみんなで作っていくものです。

支援員のしごと

『こどもたちに安全と安心と居場所を！』『働く親を支えていっしょにこ育てを！』

支援員は、こどもたちが毎日安心して仲間たちと生活できるように、様々な援助・支援をしています。それにより、「キッズ楽しい」「キッズに行きたい」とこどもたちが言うことで、保護者も安心して働き続けることができますと考えています。

支援員はこどものいる時間(保育時間)以外も、必要な業務を行います。

- | | |
|--------------------|-----------------|
| ★保育計画・各種活動計画作成 | ★行政関係書類作成・報告 |
| ★保育記録(日誌・個人記録・おやつ) | ★施設・設備の管理 |
| ★遊びや活動の準備 | ★委託金申請 |
| ★家庭や学校との連絡・連携 | ★各種研修・勉強会・会議 |
| ★地域や行政への対応 | ★他クラブとの交流(情報交換) |
| ★おやつの準備 | ★通信・手紙の作成 など |



こどもたちはみんな大切な宝物♪

ながおキッズ 児童クラブが、こどもたちひとりひとりがキラリ☆と輝く居場所であって欲しい。

それがみんなの願いです。こ育てについての不安や悩みがあったら、支援員に相談したり、同じように働きながらこ育て奮闘中の保護者と話ができるのも「ながおキッズ児童クラブ」です。

みんなでいっしょにこ育てしましょう♪

☆長尾小学校区『学童保育』ながおキッズ児童クラブ☆

《25年間》の歴史

～平成 13 年度 4 月 ながおキッズ児童クラブ開所～

児童数等の変遷



年度	児童数	支援員数	クラブ数	施設	その他
13 年(2001)4 月	23 名	3 名	1 クラブ	教室	
14 年(2002)4 月	43 名	3 名	1 クラブ	教室	
15 年(2003)4 月	49 名	3 名	1 クラブ	教室	
16 年(2004)4 月	66 名	4 名	1 クラブ	教室	
17 年(2005)4 月	58 名	4 名	1 クラブ	教室	夏休み受け入れせず
18 年(2006)4 月	87 名	7 名	2 クラブ	教室と民家	保育料を 9000 円に 土曜保育を実施
19 年(2007)4 月	104 名	8 名	2 クラブ	プレハブ	
20 年(2008)4 月	107 名	8 名	2 クラブ	プレハブ	
21 年(2009)4 月	102 名	8 名	2 クラブ	プレハブ	市が 6 年間の学童保育実施
22 年(2010)4 月	112 名	11 名	3 クラブ	プレハブと民家	延長保育実施
23 年(2011)4 月	138 名	11 名	3 クラブ	プレハブと公民館	社会保障の導入
24 年(2012)4 月	155 名	12 名	3 クラブ	プレハブ	市が一人当 1,65 m ² で建設
25 年(2013)4 月	195 名	15 名	4 クラブ	プレハブと民家	会則に定員を設ける。
26 年(2014)4 月	211 名	15 名	4 クラブ	プレハブと民家	民家は保護者会の借家 開所時間延長支援事業実施
27 年(2015)4 月	213 名	19 名	6 クラブ	プレハブと民家	民家は保護者会の借家 倉敷市条例施行
28 年(2016)4 月	233 名	21 名	6 クラブ	プレハブと民家	民家は保護者会の借家
29 年(2017)4 月	250 名	24 名	6 クラブ	プレハブと民家	倉敷市から 6 施設委託
30 年(2018)4 月	256 名	24 名	6 クラブ	プレハブと民家	
R1 年(2019)4 月	249 名	24 名	6 クラブ	プレハブと民家	
R2 年(2020)4 月	263 名	29 名	7 クラブ	プレハブと民家	倉敷市から 7 施設委託
R3 年(2021)4 月	291 名	29 名	7 クラブ	プレハブと民家	
R4 年(2022)4 月	300 名	30 名	7 クラブ	プレハブと民家	
R5 年(2023)4 月	312 名	37 名	8 クラブ	プレハブと民家	倉敷市から 8 施設委託
R6 年(2024)4 月	343 名	41 名	9 クラブ	プレハブと民家	倉敷市から 9 施設委託
R7 年(2025)4 月	375 名	47 名	9 クラブ	プレハブと民家	

*平成 13 年度～16 年度までの児童数は、夏休み保育児童も含まれています。

*平成 17 年度の児童数は、待機児童数が約 35 名で児童数は約 93 名でした。

《平成 13 年 4 月》 ながおキッズ児童クラブが開所しました。

入所児童数が少なく、夏休みだけの預かり保育や 6 年生までの受け入れを行い 23 名のこどもたちでスタートしました。

＊当時の倉敷市は 3 年生までを対象にしていたが 6 年生まで預かることで入所児童数を増やしました。



旧長尾小学校 『教室』 施設

＊また 3 年生まででは、こども同士の育ちあいを保障する事ができないという保育方針のもと、入所児童数が増えても、6 年生までの受け入れを続けました。

《平成 17 年 4 月》 初めて待機児童を出す。定員 55 名の教室施設に 58 名を受け入れてスタートしました

《平成 18 年 4 月》 民家を借りて自主運営を開始しました。

教室に 55 名・民家に 32 名のこどもたちを受け入れて待機児童を出すことなく、保育がスタートしました。

保護者・こども・指導員の待機児童を出さない願いのもと、自主運営費用他も含めて保育料を 9000 円にしました。



平成 18 年度 『民家』 施設

《平成 19 年度》 2 つの新施設(プレハブ)が立ち、民家のクラブを閉所しました。



平成 19 年度 2 施設 『プレハブ』 施設

《平成 22 年度》 定員(110 名)を超えたため、再度民家を借りて第 3 施設を開所しました。



平成 22 年度 『民家』 施設

この時、命を預かる施設として 1 名でも定員をオーバーしたら施設を増やそうと話し合いました。

《平成 23 年度》 民家の定員も超えた人数になったため、
玉島公民館長尾分館を借りて
仮住まい保育をスタートしました。



平成 23 年度『公民館』施設

《平成 23 年度》 年度途中の 12 月 6 日から新施設(3 施設)での保育をスタートしました。



平成 23 年度 『プレハブ』 3 施設

《平成 24 年度》 運営委員会会則に初めて定員を設けました。
定員 1,65 名以上と定めて、
現施設が 180 名の定員となりました。

《平成 25 年度》 児童 195 名の入所を決定し、定員を超えたため、
民家を借りて第 4 施設をスタートしました。



平成 25 年度『民家』施設

《平成 26 年度》 児童 211 名の入所を決定し、プレハブ 3 施設と
保護者会借家の民家施設でスタートしました。

《平成 27 年度》 児童 213 名の入所を決定し、プレハブ 5 施設と
保護者会借家の民家施設でスタートしました。
駐車場の不足や自主運営の継続のため、
運営負担金を 9500 円にしました。



平成 27 年度『民家』施設

《平成 28 年度》 児童 233 名の入所を決定し、プレハブ 5 施設と保護者会借家の民家施設で
スタートしました。



平成 27 年度『プレハブ』 5 施設

《平成 29 年度》 児童 250 名の入所を決定し、
プレハブ 4 施設と民家 2 施設でスタートしました。
6施設すべて倉敷市から委託されました。



平成 29 年度『民家 2』施設



令和 2 年度『民家 3』施設

《令和2年度》 児童 290 名の入所を決定し、
プレハブ 4 施設と民家 3 施設でスタートしました。
7 施設すべて倉敷市から委託されました。

《令和3年度》倉敷市からの運営委託が地域運営委員会委託運営から法人委託運営になりました。

《令和5年度》 民家1が移転し、民家4が新規開設しました。
プレハブ4施設と民家4施設でスタートしました。
民家4は初めての商業ビル内の施設になります。
8施設すべて倉敷市から委託されました。



令和 5 年度『民家 1』施設

※施設 1 階のみ



令和 5 年度『民家 4』施設

※ビル 3 階のみ

《令和6年度》 児童343名の入所を決定し、
プレハブ4施設と民家5施設でスタートしました。
9施設すべて倉敷市から委託されました。



令和 6 年度『民家 5』施設

NPO 法人くらしき放課後児童クラブ支援センター ながおキッズ 児童クラブ 運営規程

(放課後児童健全育成事業者、事業所の名称及び所在地)

第1条 放課後児童健全育成事業者の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 NPO 法人 くらしき放課後児童クラブ支援センター

(2) 所在地 倉敷市中島 7 6 0 - 1

2 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 ながおキッズ 児童クラブ 1・2・3・4・5・6・7・8・9

(2) 所在地 倉敷市玉島長尾 2617-1

倉敷市玉島長尾 2445

倉敷市玉島長尾 2772-1

倉敷市玉島八島 1556-3

倉敷市新倉敷駅前 4 丁目 6-1

倉敷市玉島爪崎 800-1

(事業の目的及び運営方針)

第2条 NPO 法人くらしき放課後児童クラブ支援センター（以下、事業者という）は、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものにつき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊び及び生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的及び運営方針として、児童クラブ事業を行う。

2 事業者は、児童クラブの運営を公正かつ円滑に行うため、民生委員、児童委員等の地域の代表者、小学校長、保護者、支援員等を構成員とする会議（クラブ評議会）等を設けることにより、児童クラブの運営に対する地域の意見、要望を聞くとともに、その意見等に真摯に対応するものとする。

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第3条 事業者は、次の各号に定める放課後児童支援員又は補助員を各支援の単位ごと配置するものとする。

(1) 放課後児童支援員等 2～4名

2 放課後児童支援員は、入所児童の主体的遊び及び生活が可能となるよう、前条の活動を通じて必要な支援を行う。

3 補助員は放課後児童支援員を補佐する。

(開所日及び開所時間)

第4条 児童クラブは年間250日以上開所するものとし、開所時間は、次の各号のとおりとする。

(1) 月曜日から金曜日までは、10時から19時00分まで

(2) 土曜日は、7時30分から19時00分まで

(3) 学校の長期休業中は、7時30分から19時00分まで

(支援の内容)

第5条 児童クラブは、次の各号に掲げる活動を行うものとする。

(1) こどもの健康管理、安全確保、情緒の安定が図られるように支援する。

(2) こどもが自ら進んで通い続けられるように支援する。

(3) こども自身が見通しを持って主体的に過ごせるように支援する。

(4) 生活を通して、日常生活に必要な基本的な生活習慣を習得できるように支援する。

(5) こどもが発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができるように支援する。

(6) 遊びを通して、自主性、社会性、創造性が向上するよう支援する。

(7) こどもの様子を日常的に保護者に伝え、家庭と連携して育成支援する。

(8) その他、こどもの健全育成上必要な活動を行う。

(利用者の保護者の負担金等)

第6条 入所児童の保護者は、児童クラブの運営に要する経費の一部として、次の各号に掲げる経費を負担しなければならない。

- | | | |
|---------------|----|--------------|
| (1) 入所金 | 1人 | 5,000円 |
| (2) 月額利用料 | 1人 | 9,000円 |
| (3) 土曜日利用料(月) | 1人 | 2,000円～3000円 |
| (4) スポーツ安全保険料 | 1人 | 800円 |

2 前項の入所金は入所時に限り1回、スポーツ安全保険料は毎年、利用料は毎月これを納めるものとする。

(利用定員)

第7条 利用定員は、倉敷市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 第6条2、第7条4に基づき、1支援の単位の集団の規模を45人以下に定める。

(1) プレハブ施設 専用区画(トイレ・キッチン設備部分を除く) 児童1人当たり1, 65㎡とする。

(2) 民家施設 児童1人当たり1, 65㎡又は、状況に応じて適正な定員をクラブ評議会にて決定し、理事会で承認を受けるものとする。

(実施地域)

第8条 児童クラブの通常の実施地域は前条事業所の所在地によるが、おきく Z 児童クラブ室内及び、玉島公民館長尾分館・長尾分館多目的グラウンド、長尾小学校運動場、近隣公園、その他近くのあそび場等とする。

(利用に当たっての留意事項)

第9条 事業者は、入所児童及び保護者等が児童クラブを利用する際に留意すべき事項を定め、入所の際に示すものとする。

1 このクラブは、長尾小学校に在籍する小学校1年生から6年生までの児童を対象とする。

ただし、長尾小学校区以外からの入所希望があった場合は、クラブ評議会にて協議・決定の上、理事会で承認を受けるものとする。

2 入所を希望する者は、入所申込書兼児童調査票及び就労証明書を事業者に出し、入所選考委員会で選考ののち、クラブ評議会にて決定し、理事会で承認を受けるものとする。ただし、入所の申請にあたって虚偽の申請や、不正行為があった場合には、入所を取り消すことができる。

3 入所選考委員は、保護者を除くクラブ評議員で構成し、かつ地域・学校関係者とともに行う。

4 入所選考委員は、クラブ評議会にて選任する。

(緊急時の対応)

第10条 事業者は、入所児童に体調の急変が生じた場合や、児童に事故があった場合等に速やかにその保護者又は医療機関への連絡を行うなど必要な措置を講じるものとする。

(非常災害対策)

第11条 事業者は、倉敷市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例に基づき非常災害対策に必要な措置を講じるものとする。

(1) 消火設備その他の非常災害に必要な設備を設ける。

(2) 想定される非常災害の種類ごとに、その規模及び被害の程度に応じた当該非常災害への対応に関する具体的な計画を策定するとともに、非常災害時の関係機関への通報及び関係者との連絡の体制整備を定期的に職員に周知する。

(3) 放課後児童健全育成事業者は、非常災害に備えるため、[前項](#)の計画に従い、避難訓練及び消火訓練その他必要な訓練を、その実効性を確保しつつ行う。

(3) 前項の訓練のうち、避難訓練及び消火訓練は、地震、火災、風水害、侵入者対策等を念頭に置き、定期的に実施する。

(4) 事業者は、非常災害時における利用者等の安全の確保が図られるよう、あらかじめ、利用者の通学する小学校、関係自治体、地域住民、他の社会福祉施設等と相互に支援及び協力を行うための体制の整備に努める。

(虐待の防止)

第12条 事業者は、虐待防止に関する責任者を配置し児童クラブ内での虐待防止のための必要な措置を講じるものとする

2 事業者は、児童虐待の早期発見に努め、児童虐待等により福祉的介入が必要とされるケースについては、市町村等が設置する要保護児童対策地域協議会等を活用しながら、児童相談所や保健所等の関係機関と連携して対応を図る。

(法令遵守)

第13条 事業者は、児童福祉法及び倉敷市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例をはじめ、関係法令を遵守の上、事業を実施するものとする。

2 秘密保持、個人情報の取り扱いについては、放課後児童健全育成事業に従事する職員は正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。また、その職務を引いた後も、同様とする。

(苦情解決の窓口)

第14条 事業者は、社会福祉法第82条に基づき、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員による「苦情申出窓口」を設置する。また、その仕組みについて保護者や児童に周知するものとする。

(保険への加入)

第15条 事業者は、傷害保険、賠償責任保険、突然死埋葬費用保険、火災保険に加入するものとする。

(経費)

第16条 児童クラブの運営に要する経費は、委託料及び前条に定める保護者負担金、寄付金その他の収入をもって充てる。

(事業報告)

第17条 事業者は、クラブ評議会と連携して、事業報告及び決算等に関する事項を保護者もしくは関係者に報告する。

(会計年度)

第18条 児童クラブの会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

(その他)

第19条 この規程に定めのない事項については、別途、会議で協議し、事業者の代表が定める。

附則

この規程は、令和3年4月1日より施行する。

令和5年4月1日 一部改正

令和6年4月1日 一部改正

長尾小学校区『学童保育』 ながおキッズ児童クラブ保護者会 会則

(名 称)

第1条 本会は、名称をながおキッズ児童クラブ保護者会（以下「保護者会」という）とする。なお、施設ごとの保護者会の名称をそれぞれ、第1キッズ保護者会・第2キッズ保護者会・第3キッズ保護者会・第4キッズ保護者会・民家1保護者会・民家2保護者会・民家3保護者会・民家4保護者会・民家5保護者会と称する。また、施設が増えた場合は、保護者会も増えることとする。

(所在地)

第2条 会の所在地を次の場所へ置く。倉敷市玉島長尾2617-1

(目 的)

第3条 保護者会は、各施設のこどもたちの放課後を豊かにするために、学童保育の室内環境を整え、継続した毎日の生活を保障することを目的とする保育内容に協力する。また、保護者同士つながり、子育てのパートナーとして支援員と協力し目的を達成する。

(活 動)

第4条 保護者会は、前条の目的を達成するために次の各号の活動を行うものとする。

- (1) 会員相互の親睦のための活動
- (2) 保育行事への参画
- (3) 清掃及び環境改善活動
- (4) 長尾地区内外の諸行事への参加及び協力
- (5) 各種研修会への参加
- (6) その他、前条の目的を達成するために必要な活動

(構 成)

第5条 保護者会の会員は、キッズに入所する児童（以下「児童」という。）を持つ保護者で構成する。

- 2 保護者会の会員は、原則、学童保育誌を年間購読するものとする。
- 3 保護者会の会員は、年に1回以上は各種研修会に参加することとする。

(会 費)

第6条 保護者会の会費は、児童一人当たり年間2,000円とする。通年で1日でも通所された場合は会費が発生するものとする。

- 2 集金方法及び集金期日については、3月の負担金引き落とし時に2,000円集金する。
- 3 新入所生については、初回引き落とし時に2,000円集金する。
- 4 保護者会費は遅滞なく納めること。

(役 員)

第7条 各施設保護者会に、役員として、クラブ代表・倉敷市連協幹事・行事推進代表・事務局・会計・監査を原則置くこととする。また、役員は兼務も可能とする。

- 2 役員は、各施設保護者会において選出する。
- 3 役員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。また、補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 役員は、辞任または、任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員の任務)

第8条 代表は、各施設の保護者会を代表し、会務を総括する。

- 2 事務局は、各施設の保護者会の庶務と総会時の各施設の資料を作成する。
- 3 会計は、各施設の保護者会の会計事務を処理する。
- 4 監査は、各施設の保護者会の会計及び会務を監査する。

(全体事務局)

第9条 各施設とその役員から次のものを置く。

- (1) 全体代表1名（全体会計をもつ施設のクラブ代表）
- (2) 全体事務局3施設
- (3) 全体会計1施設（全体会計担当1名）
- (4) 全体監査・廃品回収1施設（全体監査担当1名）
- (5) 市連協全体取りまとめ担当2施設
- (6) 全体行事推進2施設

(全体事務局の任務)

第 10 条 全体事務局は、全体の保護者会の会務を総括する。

2 全体事務局は、全施設の保護者会の庶務と総会時の資料を作成する。

3 全体会計は、全施設の保護者会の会計事務を処理する。

4 全体監査は、全施設の保護者会の会計及び会務を監査する。また全体監査を担当する施設が、保護者会全体で行う廃品回収を担当する。

5 市連協取りまとめを担当する施設は、各クラブにおける倉敷市連協幹事と連携し、倉敷市連協会議への参加調整やほわっと児童クラブ保護者交流会の役員を行い、各施設で担当するほわっと児童クラブ保護者交流会の運営が円滑に行われるのを支援する。

6 全体行事推進は、支援員と連携し、ながおキッズにおける行事に関して保護者会全体として必要な支援を行う。

(会 議)

第 11 条 保護者会の会議は、全施設保護者会総会(以下「総会」という)及び全施設保護者役員会(以下「役員会」という)・各施設役員会及び各施設保護者会とし、代表が召集し、議長となる。

2 総会は年 1 回書面開催する。ただし、必要が生じたときは臨時総会を開催する。

3 役員会は、各施設の代表者が集い、必要に応じ、代表が召集する。

4 各施設役員会は、必要に応じ、代表が召集する。

5 各施設保護者会は、年 3 回以上行い、代表が召集する。

6 会議は、会員の過半数の出席(委任状を含む)によって成立し、議決は出席者の過半数の賛同による。賛否同数の場合は、議長がこれを決する。ただし、書面等による開催の場合は、この限りではない。

(議決事項)

第 12 条 総会は、次の各号の事項を報告・議決する。

(1) 全体会計決算報告及び各施設の活動報告・決算報告

(2) 全体会計予算報告及び各施設の新年度活動計画及び予算報告

(3) 全施設役員及び全体事務局の報告

(4) 会則の改廃報告

(5) その他保護者会に関する重要な事項

2 役員会は、次の各号の事項を協議する。

(1) 総会に提案する諸議案の作成

(2) 第 2 条の目的を達成するために必要な事項

(3) その他保護者会に関する重要な事項

(経 費)

第 13 条 保護者会の経費は、各施設で集金し各会員から集金した会費、及び寄附金・活動費等による。

(会計年度)

第 14 条 保護者会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(設立年月日)

第 15 条 本会の設立年月日を 平成 13 年 4 月 1 日 とする。

(その他)

第 16 条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は役員会に諮って協議・決定する。

また施設ごとの活動については、各施設役員会に諮って協議・決定する。

附 則

この会則は、平成 26 年 5 月 31 日より施行する。

平成 27 年 5 月 30 日 一部改定

平成 28 年 6 月 4 日 一部改定

平成 29 年 5 月 20 日 一部改定

平成 31 年 2 月 7 日 一部改定

令和 2 年 2 月 14 日 一部改定

令和 3 年 3 月 15 日 一部改定

令和 4 年 2 月 6 日 一部改正

令和 5 年 2 月 4 日 一部改正

令和 6 年 2 月 3 日 一部改正

ながおキッズ 児童クラブ 連絡先一覧①

所長 (黒岩)	パソコンアドレス		
	携帯	070-8684-1973	
プレハブ施設 〒710-0251 倉敷市玉島長尾2617-1			
第 1	メイン携帯	080-6321-9933	
	パソコンアドレス	kiz1@nagao.npokhs.or.jp	
	サブ携帯	『土曜保育連絡用』 070-8817-2902	
第3	メイン携帯	080-5621-9933	
	パソコンアドレス	kiz3@nagao.npokhs.or.jp	
	サブ携帯	070-8817-2904	
民家施設① 〒710-0251 倉敷市玉島長尾2445			
第 5 (民家1)	メイン携帯	080-5237-9933	
	パソコンアドレス	kiz5@nagao.npokhs.or.jp	
	サブ携帯	070-8817-2906	
民家施設③ 〒713-8113 倉敷市玉島八島 1556-3			
第 7 (民家3)	メイン携帯	080-6345-9933	
	パソコンアドレス	kiz7@nagao.npokhs.or.jp	
	サブ携帯	070-8817-2908	
民家施設⑤ 〒 倉敷市玉島爪崎 800-1			
第 9 (民家5)	メイン携帯	080-5508-8780	
	パソコンアドレス	kiz9@nagao.npokhs.or.jp	
	サブ携帯	080-5531-0261	

ながおキッズ 連絡先一覧②

所長 (若井)	パソコンアドレス		
	携帯	080-6314-9933	
プレハブ施設 〒710-0251 倉敷市玉島長尾2617-1			
第2	メイン携帯	080-6331-9933	
	パソコンアドレス	kiz2@nagao.npokhs.or.jp	
	サブ携帯	070-8817-2903	
第4	メイン携帯	080-6247-9933	
	パソコンアドレス	kiz4@nagao.npokhs.or.jp	
	サブ携帯	070-8817-2905	
民家施設② 〒710-0251 倉敷市玉島長尾 2772-1			
第6 (民家2)	メイン携帯	080-6248-9933	
	パソコンアドレス	kiz6@nagao.npokhs.or.jp	
	サブ携帯	070-8817-2907	
民家施設④ 〒710-0253 倉敷市新倉敷駅前 4 丁目 6-1 高越ビル 3 階			
第8 (民家4)	メイン携帯	090-9798-2914	
	パソコンアドレス	kiz8@nagao.npokhs.or.jp	
	サブ携帯	090-9798-2864	

当法人事務局長 080-4557-0556 ※苦情相談窓口
代表固定電話(FAX 兼) 086-522-9933

※第1キッズに親機&こ機、第2キッズにこ機

